



環境と産業の未来のために

環境経営レポート



対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

発行日：2023年10月20日



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 組織の概要 | 1 |
| 1.1 組織の名称および代表者氏名..... | 1 |
| 1.2 事務所所在地..... | 1 |
| 1.3 環境管理責任者氏名および担当連絡先 | 1 |
| 1.4 事業活動概要..... | 1 |
| 1.5 事業の規模 | 1 |
| 2. 対象範囲 | 2 |
| 3. 環境経営方針 | 3 |
| 4. 環境経営目標 | 4 |
| 4.1 2022年度の環境経営目標 | 4 |
| 4.2 2021～2023 年度の中期目標 | 5 |
| 5. 環境経営計画 | 6 |
| 6. 環境経営の実績、環境経営計画の取組結果とその評価 | 9 |
| 6.1 事業活動における目標 | 9 |
| (1) 債務保証事業 | 9 |
| (2) 助成事業 | 9 |
| (3) 振興事業 | 9 |
| (4) 適正処理推進事業 | 9 |
| 6.2 環境負荷低減に関する目標 | 10 |
| (1) CO ₂ 排出量の削減（節電等による電力使用量の削減及びガソリン使用量の削減） | 10 |
| (2) コピー用紙の使用量の削減 | 11 |
| (3) 節水活動（総排水量削減） | 12 |
| (4) 廃棄物排出量削減 | 13 |
| (5) 事務用品のグリーン購入の推進 | |
| 7. 取組み事例 | 14 |
| 7.1 CO ₂ 排出量の削減（節電等による電力使用量の削減） | 14 |
| 7.2 節水活動 | 14 |
| 7.3 廃棄物排出量削減 | 15 |
| 8. 今後の取り組みについて | 15 |
| 9. 環境関連法規等の遵守状況 | 15 |
| 9.1 適用される主な法規制 | 15 |
| 9.2 法規違反・訴訟等の有無 | 16 |
| 10. 代表者による全体評価と見直し | 16 |
| 10.1 全体評価 | 16 |

1. 組織の概要

1.1 組織の名称および代表者氏名

組織の名称：公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

代表者氏名：加藤幸男

1.2 事務所所在地

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

1.3 環境管理責任者氏名および担当連絡先

環境管理責任者： 玉川 俊治

担当者： 児玉 実承

担当連絡先： 03-4355-0155

1.4 事業活動概要

- ① 債務保証事業： 処理業者への債務保証提供
- ② 助成事業： 技術開発や企業化のサポート
- ③ 振興事業： 優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業者情報の提供など
- ④ 適正処理推進事業： 不法投棄の防止・支障除去や PCB 等有害廃棄物に関する技術支援・情報発信、産業廃棄物の適正処理のサポート
- ⑤ 関連事業： 産業廃棄物関連情報発信、ネットワークづくりのサポート

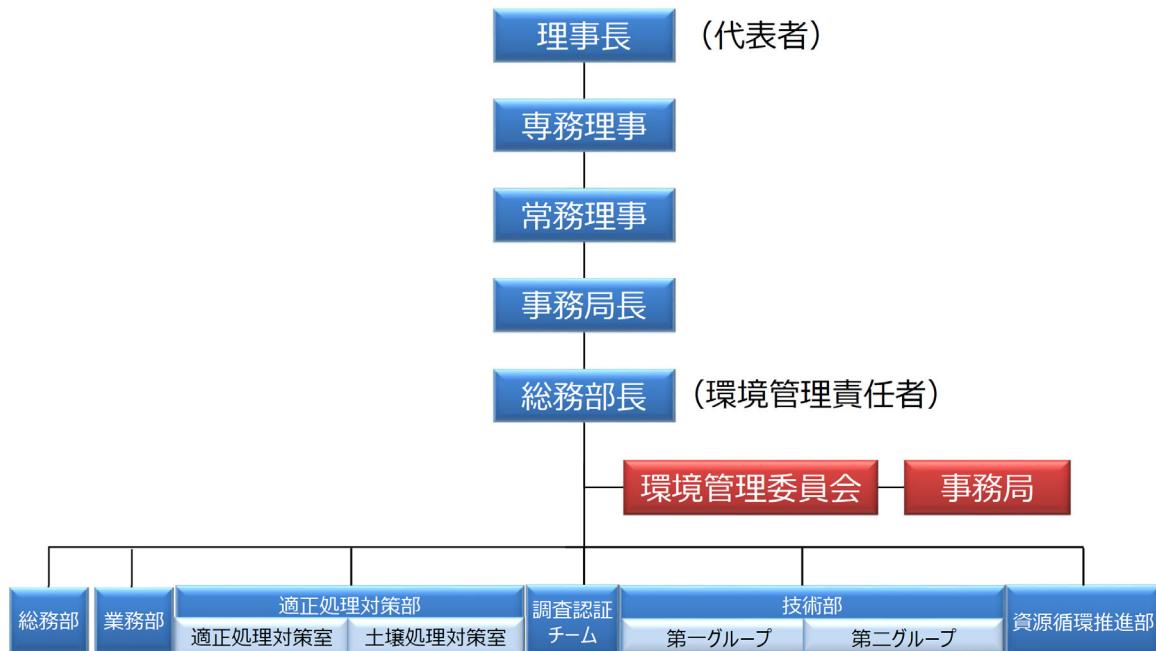
1.5 事業の規模

| 活動規模 | 単位 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 事業収益 | 百万円 | 1,089 | 680 | 590 | 530 |
| 従業員 | 人 | 54 | 56 | 53 | 40 |
| 床面積 | m ² | | | 865.17 | |

2. 対象範囲

エコアクション21の対象組織・対象範囲は、当財団の全組織・全活動とします。また、組織体制は以下のとおりです。

実施体制



| 担当等 | 役割 |
|------------------------------------|---|
| 代表者 [理事長] | <ul style="list-style-type: none">経営における課題とチャンスの明確化環境管理責任者の任命環境経営方針の制定エコアクション21の全体的な取組状況の評価、見直し、必要な指示環境目標、環境計画、環境経営レポートの承認エコアクション21の実行のため、必要な資源の用意 |
| 環境管理責任者 [総務部長] | <ul style="list-style-type: none">エコアクション21全体の構築・運用・維持エコアクション21の状況を代表者に報告環境経営レポートの発行環境管理委員会の開催 |
| 環境管理委員会 [専務理事、常務理事、理事、各部長、事務局員] | <ul style="list-style-type: none">委員長は環境管理責任者環境管理責任者を補佐し、エコアクション21の維持及び継続的改善を実施原則として半年に1回程度開催し、実施状況の確認と必要な措置を検討 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">環境情報の集約環境活動レポート案の作成文書の管理・保管各種データの取得・記録全役職員への周知 |
| 全役職員 | <ul style="list-style-type: none">環境経営方針を理解し、必要な提案を実施決定された環境活動計画を実行 |

3. 環境経営方針

環境経営方針

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は、1992年、環境省（当時厚生省）、全国知事会、日本経済団体連合会などによって設立され、国・地方自治体・産業界からの基金などをもとに、処理業者の育成、排出事業者への支援および産業廃棄物の適正処理の確保を図り、生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与するための様々な事業を展開しています。近年改善が進んだとはいえ、産業廃棄物が適正に処理されない場合の社会的・経済的損失は依然として計りしれないものがあります。こうした損失の発生防止に努めるとともに、環境と経済が調和した資源循環型社会の構築に貢献するべく、努力を重ねてまいります。

地球温暖化問題への対応をはじめ環境保全への取組みが重要になってきています。環境保全の実現にむけて、地球環境と共生し、恵み豊かな地球を次世代に受け渡していくため、持続可能な社会の構築に貢献することが必要となります。こうした目標を達成するために、自らの事業活動に伴う環境負荷低減に努めます。

そのために、当財団の環境経営方針を次のとおり定めます。

1. 以下の事業活動を通じ、資源循環型社会実現に向けて社会に貢献します。

- ① 産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入に対する「債務保証」を実施します。
- ② 資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として「助成事業」を実施します。
- ③ 優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業情報の提供など、「振興事業」を実施します。
- ④ PCB等有害廃棄物の適正処理に関する検討・支援や、不法投棄等による支障を除去するための財政的な支援・未然防止の取り組みなど、「適正処理推進事業」を実施します。

2. 以下について具体的な環境経営目標及び環境活動計画を策定し、継続的な改善に努めます。

- ① CO₂排出量の削減（節電等による電力使用量の削減）
- ② CO₂排出量の削減（ガソリン使用量の削減）
- ③ コピー用紙の使用量の削減
- ④ 廃棄物排出量削減

3. 環境関連法規等を遵守します。

4. すべての職員に環境経営方針を周知徹底します。

5. 環境への取組を環境経営レポートとしてまとめて公表します。

2012年7月31日制定

2021年8月10日改定

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男

4. 環境経営目標

4.1 2022年度の環境経営目標

環 境 経 営 目 標

【2022年度】

1. 事業活動における目標

令和4年度事業計画に基づき、以下の事業を通じて、資源循環型社会実現に向けて社会に貢献します。

① 債務保証事業

産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入に対する「債務保証」を推進するとともに、充実を図る。また、本年は「債務保証」の対象とする処理業者を1社以上とする。

② 助成事業

高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として「助成事業」を推進するとともに、充実を図る。

③ 振興事業

優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業情報の提供など、「振興事業」を推進するとともに、充実を図る。なお、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準の1つとなっており、引き続き、優良認定を受ける処理業者が増大するよう制度の普及に努める。次世代の産廃処理経営を担う人材育成を目的とする第18期経営塾を実施する。

④ 適正処理推進事業

PCB等有害廃棄物の適正処理に関する検討・支援や、不法投棄等による支障を除去するための財政的な支援・未然防止の取り組みなど、「適正処理推進事業」を推進するとともに、充実を図る。

2. 環境負荷低減に関する目標

以下について具体的な環境経営目標(実態把握を含む)及び環境経営計画を策定し、継続的な改善に努めます。

| 項目 | 基準値 (2019年度) | 2022年度 |
|--------------------------|----------------------------------|---|
| ① CO ₂ 排出量の削減 | CO ₂ 排出量 43,102 kg | 基準値の1%削減の維持 42,671 kg以内 |
| 節電等による 電力使用量の削減 | 電力使用量 91,938kWh | 基準値の1%削減の維持(残業ゼロ) 91,019kWh以内 |
| ガソリン使用量の削減 | ガソリン使用量 1,101.3L | 燃費の良いレンタカーの使用・エコドライブ の実施 (ガソリン使用量の実態把握継続) |
| ② コピー用紙の使用量の 削減 | コピー用紙購入量 2,835 kg | 基準値の1%削減の維持 2,807 kg以内 |
| ③ 廃棄物排出量削減 | 廃棄物発生量 78.3kg/人 | 基準値の1%削減の維持・分別の徹底 77.5 kg/人以内 |

※二酸化炭素排出係数は、東京電力(株)の2019年度0.441 kg-CO₂/kWhを用いた

環 境 経 営 目 標

【2021～23年度】

1. 事業活動における目標

次の事業を通じ、資源循環型社会実現に向けて社会に貢献します。

① 債務保証事業

産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入に対する「債務保証」を推進するとともに充実を図っていく。

② 助成事業

高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として「助成事業」を推進するとともに、充実を図っていく。

③ 振興事業

優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業情報の提供など、「振興事業」を推進するとともに、充実を図っていく。なお、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準の1つとなっており、引き続き、優良認定を受ける処理業者が増大するよう制度の普及に努めていく。また次代の産廃処理経営を担う人材育成を目的とする経営塾も継続実施していく。

④ 適正処理推進事業

PCB等有害廃棄物の適正処理に関する検討・支援や、不法投棄等による支障を除去するための財政的な支援・未然防止の取り組みなど、「適正処理推進事業」を推進するとともに、充実を図っていく。

2. 環境負荷低減に関する目標

以下について具体的な環境目標（実態把握を含む）及び環境活動計画を策定し、継続的な改善に努めます。

| 項目 | 基準値 (2019年度) | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | | |
|--------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|--------|--|--|
| ① CO ₂ 排出量の削減 | CO ₂ 排出量 43,102 kg | 基準値の1%削減の維持 42,671 kg以内 | | | | |
| | 節電等による 電力使用量の削減 | 電力使用量 91,938 kWh | 基準値の1%削減の維持 91,019 kWh以内 | | | |
| | ガソリン使用量の削減 | ガソリン使用量 1,101.3 L | 燃費の良いレンタカーの使用・エコドライブの実施 (ガソリン使用量の実態把握継続) | | | |
| ② コピー用紙の使用量の削減 | コピー用紙購入量 2,835 kg | 基準値の1%削減の維持 2,807 kg以内 | | | | |
| ③ 廃棄物排出量削減 | 廃棄物発生量 78.3 kg/人 | 基準値の1%削減の維持・分別の徹底 77.5 kg/人以内 | | | | |

※二酸化炭素排出係数は、東京電力㈱の2019年度 0.441 kg-CO₂/kWh を用いた

5. 環境経営計画

環境経営目標を達成するために定めた環境経営計画は以下のとおりです。なお、環境経営計画の概要をまとめた「エコアクション21の進め方」を作成し、全役職員に周知徹底し、活動を進めました。

| 項目 | 活動内容 |
|------------------------|-----------------------------|
| CO ₂ 排出量の削減 | 節電等による電力使用量の削減 電力使用量の把握 |
| | ガソリン使用量の削減 ガソリン使用量等の把握 |
| コピー用紙の使用量の削減 | チェックリストによる確認 |
| | コピー用紙購入量の把握 チェックリストによる確認 |
| 節水活動 | チェックリストによる確認 |
| 廃棄物排出量削減 | ゴミの量の把握 |
| | チェックリストによる確認 |
| その他 | ノルマルヘキサン購入量の把握 |

- ※ チェックリスト：「エコアクション21 ガイドライン 2017年版 別紙2 環境への取組の自己チェックリスト」を参考に、当財団で全役職員に取り組みを求めたもので、本年度は1回チェックを行いました。
- ※ その他の「ノルマルヘキサン」は、PCB廃棄物適正保管支援業務を遂行する上で、使用する必要がありました。2021年度から2023年度の中期目標を立案した時はノルマルヘキサンを使用する可能性があったため、ひきつづき購入量を把握することにしました。
なお実績は、2019年度以降、購入量・使用量・保管量、いずれもゼロです。

① 個人による取組状況チェックリスト

【CO₂排出量の削減】

- ・ パソコンは、省電力設定にしている
- ・ 室内温度空調の適温化（夏季 28 度程度、冬季 20 度程度）を徹底している
- ・ 空調を必要な区域や時間に限定して使用している
- ・ 使用していない部屋の空調は停止している
- ・ 夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着等服装の工夫（ウォームビズ）をして、冷暖房の使用を抑えている

【コピー用紙の使用量の削減】

- ・ 会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる
- ・ 打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる
- ・ 印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している
- ・ 両面、集約等の機能を活用した印刷及びコピーを徹底している
- ・ コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている

【節水活動】

- ・ 手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している

【廃棄物排出量削減】

- ・ 使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している
- ・ 再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している
- ・ 商品の購入時には、簡易包装のものを優先的に購入している
- ・ 紙、ペットボトル、燃えないゴミ等について、ごみの分別を徹底している
- ・ シュレッダーの使用を機密文書等に限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている
- ・ 発生したごみは可能な限り、圧縮等を行い、減量している

② 事業所の取組状況チェックリスト

【CO₂排出量の削減】

- ・ ロッカー室等の照明は、普段は消灯し、使用時の点灯している
- ・ 共用のコンピューター等の電源については、管理担当者や使用上のルールを決める等、適正に管理している
- ・ コピー機、パソコン、プリンター等の OA 機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している

【コピー用紙の使用量の削減】

- ・ 社内 LAN、データベース等の利用による文書の電子化に取り組んでいる
- ・ 使用済み用紙、ポスター、カレンダー等の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している
- ・ コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入・リースしている

- ・ OA 機器等の故障時には、修理可能かどうかをチェックし、可能な限り修理することで長期使用に努めている

【廃棄物排出量削減】

- ・ コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルを図っている
- ・ 回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している（委託業者等に対して）
- ・ 廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を行っている
- ・ 廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している

【その他】

- ・ ホームページ上で環境に関する情報を提供している
- ・ 外部関係者の意見を聴取する窓口を設けている
- ・ 環境に関する基金・団体の設置、既存の基金・団体を支援している（人材派遣、資金面での援助、従業員の給与の端数を集めた寄付、広報活動への協力等）

| チェックリスト評価点 | |
|------------|----------------------------|
| 「2」 | 徹底して取り組んでいる |
| 「1」 | ある程度取り組んでいるが、さらに取り組みが必要である |
| 「0」 | 取り組んでいない |
| 「3」 | 対象外である |

6. 環境経営の実績、環境経営計画の取組結果とその評価

2022年4月1日～2023年3月31日までの取り組み結果は以下のとおりです。

事業活動報告は、当財団HP（<http://www.sanpainer.or.jp>）に実績の詳細を掲載しております。

6.1 事業活動における目標

2022年度事業計画に基づき、以下の事業を通じて、資源循環型社会実現に向けて社会に貢献しました。

(1) 債務保証事業

産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入に対する「債務保証」を推進しました。

2022年度は1件150百万円の新規債務保証を実行しました。2022年度末現在で、債務保証残高は1,477百万円となっています。

(2) 助成事業

高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として「助成事業」を推進しました。

2022年度は、以下の2件について、総額5百万円の助成を決定しました。

- ・「廃プラの熱分解法を用いた脱塩技術開発によるリサイクルの高度化」
- ・「バイオマス燃料混焼灰を原料とした肥料の開発および実用化」

(3) 振興事業

(イ) 優良化推進事業

優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業情報の提供など、「振興事業」を推進しました。

優良認定基準の一つである「事業の透明性」に関して、過去の公表内容や更新履歴を閲覧・印刷できる「履歴証明サービス」を行なっています。また、「事業の透明性」の基準に適合することを証する書面を発行する「適合証明サービス」を行っており、業務の合理化と効率化に努め利用しやすいサービスの改善を行ない、令和5年3月末時点の適合証明書発行枚数は、2,377件（累計）となりました。

なお、人材開発の一環として行っている経営塾については、第18期となり、産業廃棄物処理業者及び関連企業から62名が入塾・卒塾しました。因みに第1期からの卒塾生は延べ756名となりました。

(4) 適正処理推進事業

不法投棄等による支障を除去するための財政的な支援・未然防止の取り組みや、PCB等有害廃棄物の適正処理に関する検討・支援など、「適正処理推進事業」を推進しました。

2022年度は、不法投棄等による支障を除去するための財政的な支援・未然防止の取り組みとして、廃棄物処理法支援事業で1件30百万円、廃棄物特措法の支援事業について、総額620百万円（別途、環境省直接補助金510百万円が交付）支援を行いました。

また、PCB等有害廃棄物の適正処理に関する検討・支援として、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）に対し支援事業を行ない、自治体、民間業者に支援業務を行ないました。また低濃度PCB廃棄物の新たな処理技術に関する事前相談に対し、原理・安全性及び実用性の観点から評価し、助言いたしました。

6.2 環境負荷低減に関する目標

以下について具体的な環境経営目標（実態把握を含む）及び環境経営計画を策定し、継続的な改善に努めました。

(1) CO₂排出量の削減

(a) 節電等による電力使用量の削減

| 2019 年度 基準値 | 2022 年度 | | 判定 |
|--|---|---|----|
| | 目標値 | 実績値 | |
| 91,938 kWh 【40,545 CO ₂ -kg】 | 91,019 kWh 【40,139 CO ₂ -kg】 (基準値の 99.0 %) | 76,184 kWh 【33,597 CO ₂ -kg】 (基準値の 82.9 %) | ○ |

※ 二酸化炭素排出係数は、東京電力(株)の2019年度の0.441 kg-CO₂/kWhを用いた基準値に対し節電等による電力使用量の削減は、目標を達成することができました。これは、新型コロナウィルス感染対策による在宅勤務の推奨・事務所出勤の場合の短縮勤務の実施・出張を極力減らす等の勤務体制の変更、並びに残業削減促進に伴う電力使用量の削減等によるものです。

(b) ガソリン使用量の削減（実態把握）

| 2019 年度 実績値 | 2022 年度 | | 判定 |
|--|---|-------------------------------------|----|
| | 目標 | 実績値 | |
| 1,101 L 【2,557 CO ₂ -kg】 | 燃費の良いレンタカーを使用するとともに、エコドライブを心がけ、ガソリン使用量の削減に努める | 222.4L 【516 CO ₂ -kg】 | ○ |

出張等で使用するレンタカーについて、上記の目標を実現するために車種の選択や運転に注意を払っています。使用量減の要因は、新型コロナウィルス感染防止対策の一環で出張等に対し、充分な検討を行った後必要最小限の出張にしたことによる地方での業務量減少によるものです。その代替として、オンラインによる打合せ等を実施しております。なお今後も同様の状況が続くことが懸念され、2023年度も個別の具体的な数値目標は設定せず、実態把握を継続します。

(c) 参考：節電等による電力使用量の削減及びガソリン使用量の削減

| 2019 年度 基準値 | 2022 年度 | | 判定 |
|----------------------------|---|--|----|
| | 目標値 | 実績値 | |
| 43,102 CO ₂ -kg | 42,671 CO ₂ -kg (基準値の 99.0 %) | 34,113 CO ₂ -kg (基準値の 79.1%) | ○ |

節電等による電力使用量の減少、新型コロナウィルス感染防止対策による地方での業務量減少の影響より、全体としてCO₂排出量の削減を達成することができました。

(d) チェックリストによる確認

| 項目 | 平均評価点 | 前年度評価点 |
|--------------|-------|--------|
| 個人の取組状況チェック | 1.9 | 1.9 |
| 事業場の取組状況チェック | 2.0 | 2.0 |

個人の取組状況チェック項目のうち、もっとも平均評価点が低い項目は前年度と同じ

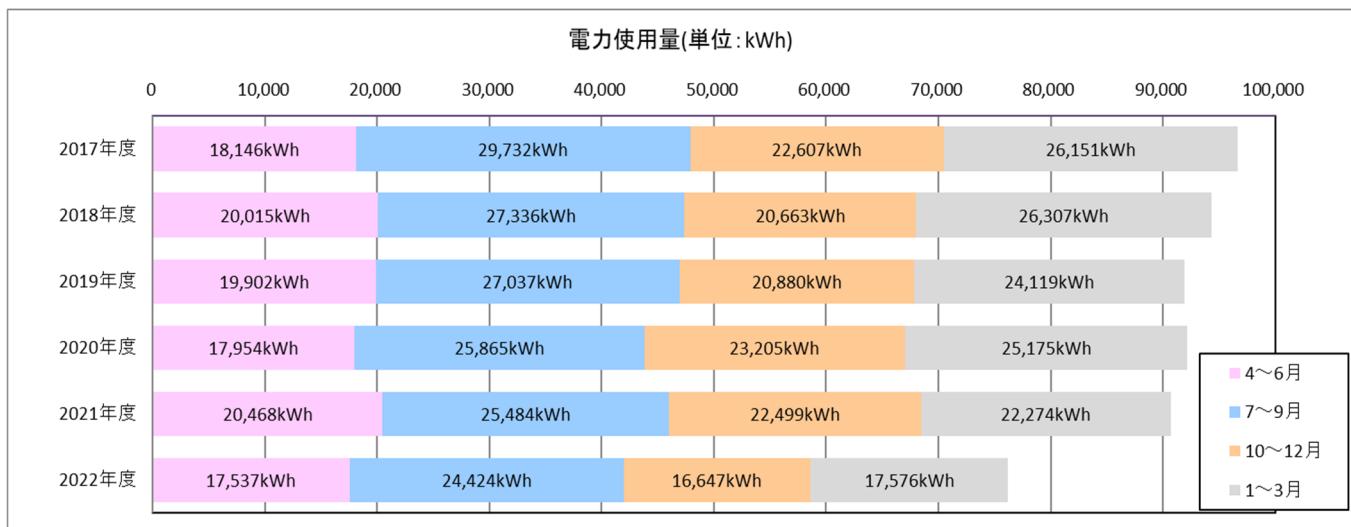
「室内温度空調の適温化（夏期 28 度程度、冬期 20 度程度）を徹底している」でした。

「ある程度取り組んでいるが、更に取り組みが必要である」との回答が 3 件から増加しています。

引き続き室内温度の再計測の検討をおこない、空調の適温化の徹底に努めます。

事業場の取組状況チェック項目では、いずれも徹底して取り組むことができました。

【参考】 電力使用量の推移



注意：2017 年 6 月事務所移転(神田:569.72m²→虎の門:865.17m² 151.86%)

(2) コピー用紙の使用量の削減

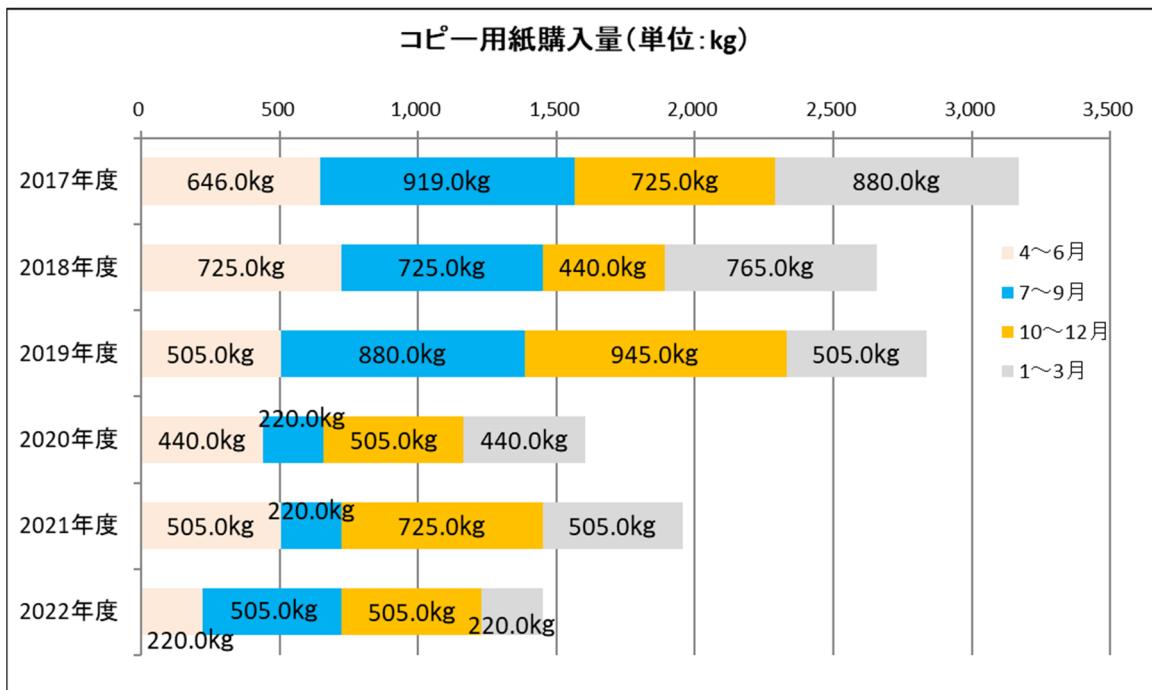
(a) コピー用紙購入量の把握

| 2019 年度 基準値 | 2022 年度 | | 判定 |
|----------------|--------------------------|--------------------------|----|
| | 目標値 | 実績値 | |
| 2,835 kg | 2,807 kg (基準値の 99.0%) | 1,450 kg (基準値の 50.6%) | ○ |

環境活動を開始することで、コピー用紙の削減への意識が高まっています。実績値が目標値を大幅に下回る結果（目標達成）となりました。大きな要因は、昨年度と同様新型コロナウィルス感染状況より財団主催の講習会・説明会などが、開催できなためテキスト類資料の印刷が無くなったり、在宅勤務の実施やオンラインミーティングの実施により資料の印刷が減少したこと等が大きく影響したものと推測できます。

今後も引き続き高い意識を継続できるよう、取組みを工夫します。

【参考】 コピー用紙購入量の推移



(b) チェックリストによる確認

| 項目 | 平均評価点 | 前年度評価点 |
|--------------|-------|--------|
| 個人の取組状況チェック | 1.8 | 1.9 |
| 事業場の取組状況チェック | 1.8 | 2.0 |

個人の取組状況チェック項目のうち、もっとも平均評価点が低い項目は「会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる」、「打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパレス化に取り組んでいる」でした。これも実際には新型コロナウィルスの影響により対面での打合せや会議などが少なくなったこと、オンラインミーティング等による打合せや会議の実施から、相手が詳細に理解できるように資料を細かく作成する必用が生じたり、質問にあるホワイトボードやプロジェクターを利用することがなかったこと等から、質問内容がこの特有な実態に合わなくなつたことも一因かと思われます。

(3) 節水活動（総排水量削減）

(a) 水使用量の把握

水道がビルの共有部分のみとなっており、弊財団への請求がないことから測定不可となっております。今後とも、全役職員が意識的に削減に努めていきます。

(b) チェックリストによる確認

| 項目 | 平均評価点 | 前年度評価点 |
|-------------|-------|--------|
| 個人の取組状況チェック | 2.0 | 2.0 |

今後も引き続き、高い意識を継続できるよう、取組みを工夫します。

(4) 廃棄物排出量削減

(a) ゴミの量の把握

| 2019 年度 基準値 | 2022 年度 | | 判定 |
|----------------------|--|------------------------------|----|
| | 目標値 | 実績値 | |
| 4.2 t (78.3 kg/人) | 4.2 t (77.5 kg /人) 1人あたりの廃棄物 排出量の維持 | 1.6t (41kg/人) ※詳細は下表参照 | ○ |

廃棄物の分別を徹底し、発生量について実態把握を行いました。燃えるゴミ、燃えないゴミなどの廃棄物総排出量および、廃棄物の種類ごとの実態把握結果は表のとおりです。

| 廃棄物種類 | 処理方法 | 2022 年度 廃棄物排出量(t) | 参考 2019 年度 廃棄物排出量(t) |
|----------|-----------|----------------------|-------------------------|
| OA・コピー用紙 | 再生利用 | 0.32 | 1.05 |
| 雑誌類・チラシ | 再生利用 | 0.08 | 0.63 |
| 新聞 | 再生利用 | 0.07 | 0.20 |
| シュレッダーゴミ | 再生利用 | 0.19 | 0.30 |
| ペットボトル | 再生利用 | 0.08 | 0.52 |
| 燃えないゴミ | 再生利用/最終処分 | 0.19 | 0.39 |
| 燃えるゴミ | 熱回収 | 0.72 | 1.14 |
| 合計 | | 1.65 | 4.23 |

※ 上記数量は、事業系一般廃棄物として排出した量です

今年度は新型コロナウィルス感染状況や感染対策に伴う、講習会・説明会などのキャンセル、在宅勤務の推進・事務所での勤務時間短縮などにより、廃棄物の発生量そのものが大幅に減少しました。2023 年度において、新型コロナウィルス等の外部要因に関係なく、注意深く確認しながら活動を継続していきます。

(b) チェックリストによる確認

| 項目 | 平均評価点 | 前年度評価点 |
|--------------|-------|--------|
| 個人の取組状況チェック | 2.0 | 2.0 |
| 事業場の取組状況チェック | 2.0 | 2.0 |

個人の取組状況チェック項目のうち、もっとも平均評価点が低い項目は前回同様今回も、「使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用を抑制している」でした。新型コロナウィルス感染状況より弁当等の購入が多くなり使い捨て製品が増えたものと思われます。

7. 取組み事例

7.1 CO₂排出量の削減（節電等による電力使用量の削減）

2017年に現事務所への移転後、照明は引き続きLED照明が設置されており、また室内温度空調の適温化を進め、残業の削減、休日勤務の自粛等による電力使用量の削減などの取り組みを実施しております。

室内温度空調の適温化については、室内各所の温度を実測して、設定温度の目安を決めて各操作盤に表示しています。



設定温度の目安が表示されている空調操作盤

7.2 節水活動

当ビルのトイレの水は主に雨水を利用してあります。洗い場の水を含め、残念ながら水を利用している箇所はビル全体の共有部分にあたるため、財団職員の努力の成果は表でない箇所です。しかし引き続き普段の使用に対して職員一同、適切な水の使い方を徹底すること取り組んでいきます。

7.3 廃棄物排出量削減

廃棄物の排出量を削減するために、紙類のリサイクルを徹底できるよう、分別ボックスを設置し、コピー用紙についてはステイプルの除去を徹底しています。

また、廃棄物の排出量を把握するために、種類別に体重計を使って毎日実測して記録しています。



廃棄物の排出量を把握している体重計と記録紙



紙類のリサイクル分別ボックス

8. 今後の取り組みについて

2022年度は、従来の環境負荷低減に関する職員一人一人の地道な努力の他、新型コロナウィルス感染対策による在宅勤務の推奨・事務所出勤の場合の短縮勤務の実施・出張を極力減らす等の勤務体制の変更、並びに残業削減促進に伴う電力使用量の削減等により、基準とする2019年度実績をより上回る環境負荷低減に関する目標を達成することができました。新型コロナウィルス感染対策による勤務体制の変更等の影響が見通せないものの、2023年度も引き続き目標を達成できるよう職員一同努力いたします。

9. 環境関連法規等の遵守状況

9.1 適用される主な法規制

- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 消防法
- ・ 東京都廃棄物条例
- ・ 東京都環境確保条例
- ・ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

9.2 法規違反・訴訟等の有無

事業活動に関し、環境関連法規における違反は過去5年間ありません。

10. 代表者による全体評価と見直し

10.1 全体評価と見直し

2022年度は前年度と同様、引き続き新型コロナウィルス感染予防に振り回された一年でした。財団の様々な活動に制約が掛かり、出張や講習会・説明会など対外での活動を自粛する一方、オンラインを通じた講習会・説明会の実施となりました。一方オフィス勤務についても引き続き在宅勤務や短縮勤務等を実施するなど大きな影響が生じました。かかる経営をとり巻く状況変化の中で、2022年度のエコアクション21の活動は、環境経営方針に則った環境経営目標・環境経営計画に従って、本紙2ページに記載した実施体制で全役職員が一体となって実施して参りました。その結果昨年度同様、基準とする2019年度の実績を上回る成果を収めました。これは全役職員が一体となり、目標達成に向けエコアクション21の活動に取り組むと共に業務の合理化・効率化に努力した成果に他なりませんが、新型コロナウィルス感染拡大による事業活動の縮小の影響も大きかったものと評価しております。

2023年度においても、新型コロナウィルス感染の影響は徐々に解消され通常の業務に復しつつありますが、引き続き環境経営方針に則った環境経営目標・環境経営計画、実施体制を継続して全役職員一体でエコアクション21の活動に取り組み、我々の事業活動とエコアクション21活動を一体化させ、双方をより強力に展開してまいります。

